

本会議から付託された議案 6 件（平成 24 年 6 月定例会の付議事件）を審査するため、6 月 13 日に総務文教委員会を開催しました。

・議案第 45 号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について

～内容～

岡山市町村総合事務組合から御津・加茂川環境施設組合及び和気・赤磐共同コンポスト事務組合が脱退したことに伴い、規約を変更しようとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

・議案第 46 号 総社市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

～内容～

清音神在本線改良（下部工）その 2 工事の契約変更に係る不適切な事務処理に伴い、市長については 2 ヶ月間、副市長については 1 ヶ月間、それぞれの給料月額から 10 分の 1 を減額しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 不適切な事務処理に関与した職員に対する処遇の考えはどうか。

答： 分限懲戒等審査会に諮り、それぞれ対応していきたい。

・議案第 47 号 総社市民会館条例の一部改正について

～内容～

外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳に記録されることに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

・ **議案第 53 号 平成 24 年度総社市一般会計補正予算（第 1 号）**

～内容～

総社東小学校の校舎増築をプレハブ工法により行う経費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 教育長の視察及び出張に伴う普通旅費の増額について、四月の東京への出張は、教育長としての立場から考えると、誤解を生むものであった。今後は慎重に行動すべきと考えるがどうか。

答： 教育長は特別職ではないので、慎重に対応したい。

問： 総社東小学校の校舎を増築することだが、今後の少人数学級の推進などを見込んで増築するのか。

答： 十分配慮していかなければならないということで、教育長を含めていろいろと協議をしている。特に市街地は区画整理で人口が急増しており、西中学校のさらなる増築は難しい。適正化配置等について本年度中に会議を立ち上げ、審議の中で統廃合や分離について協議していかなければならないと考えている。結論が出ても統廃合や分離に至るまでには 3～5 年かかるので、早い時期に結論を得て準備を進めていきたいと考えている。

問： 防災教育キャンプモデル事業の内容はどのようなものか。

答： 9 月に昭和小学校で、児童と保護者、地域住民が参加して、実際の避難所での生活を想定し、材料や食料が不足する中での不自由さを体験してもらい、地域の支え合いの必要性を体感してもらいながら、防災意識の向上を図るものである。

・ **議案第 55 号 工事請負契約の締結について**

～内容～

総社西中学校校舎増築工事について中村建設株式会社と契約を締結しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問： 設計どおり施工されなかったり、工事瑕疵があったりした場合の契約内容はど
うなっているのか。

答： 設計どおり施工されないということは認められない。やむを得ず変更が必要な場合は、議
会の議決を得て施工していくことになる。また、工事瑕疵があった場合は、当然直してもら
う。

・ 議案第 56 号 工事請負契約の締結について

～内容～

総社中学校校舎改築工事について土井建設株式会社・株式会社シンケン総社中学校校舎改築工
事共同企業体と契約を締結しようとするもの。

～結果～

質疑，討論もなく，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。